

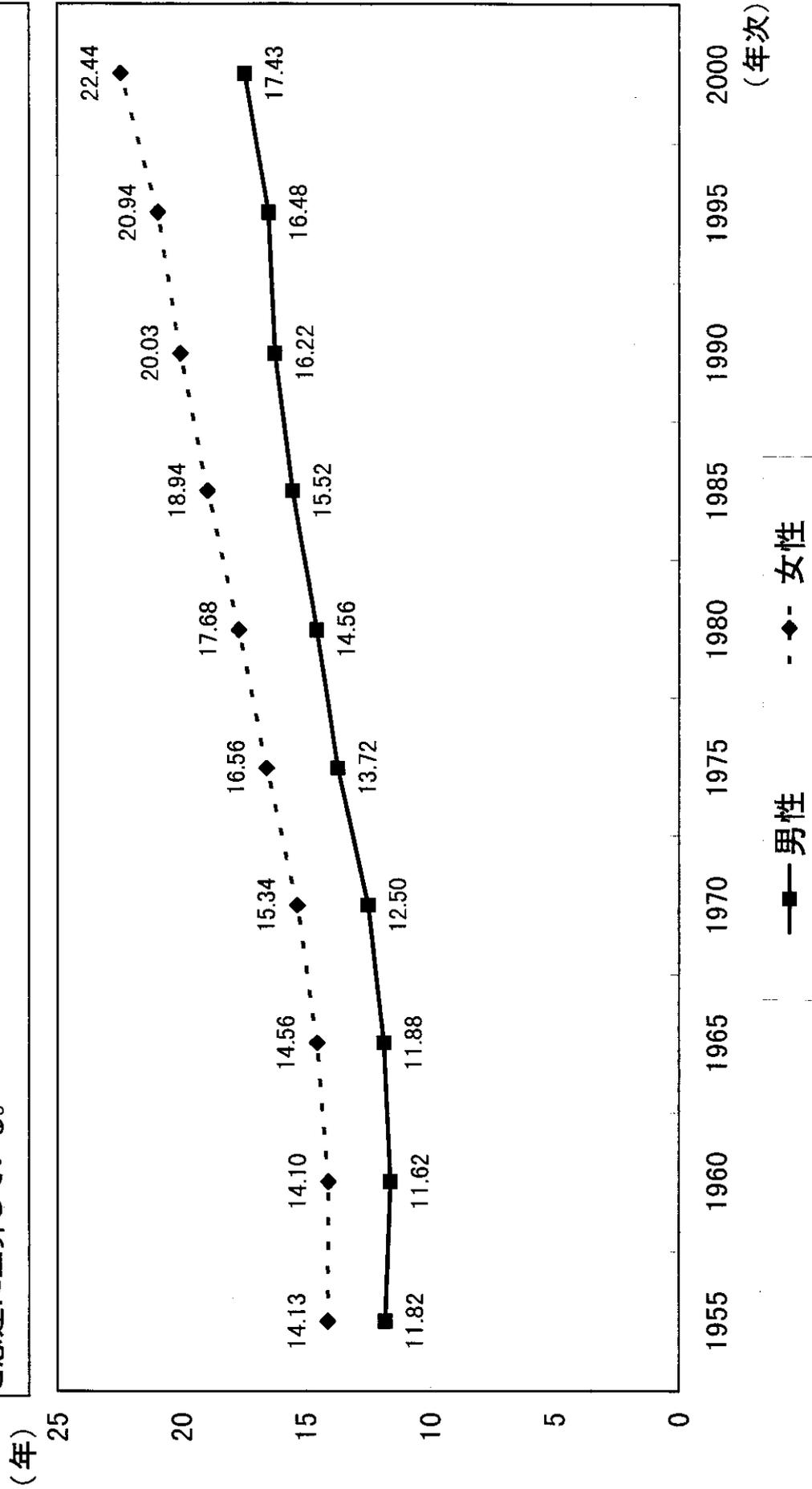
公的年金制度の役割と これにふさわしい財政方式及び財源等 (資料編)

資料1	1
年金に加入し始めてから受給するまでの時間の長さ と 経済社会の大きな変動	
資料2	2
65歳平均余命の推移 年齢別生存率の推移	
資料3	4
先進諸国の公的年金制度	
資料4	6
財政再計算に基づく厚生年金の保険料 引上げ計画と 完全な賦課方式により設定した保険料率 の比較	
資料5	7
基礎年金国庫負担額の見通し	
資料6	8
国民負担率(租税負担、社会保障負担) の推移 国民負担率の国際比較 社会保険料負担の国際比較	
資料7	11
各種所得保障給付制度の概要	
資料8	15
未加入・未納の現状	
資料9	17
厚生年金・報酬比例部分の民営化	

(資料2)

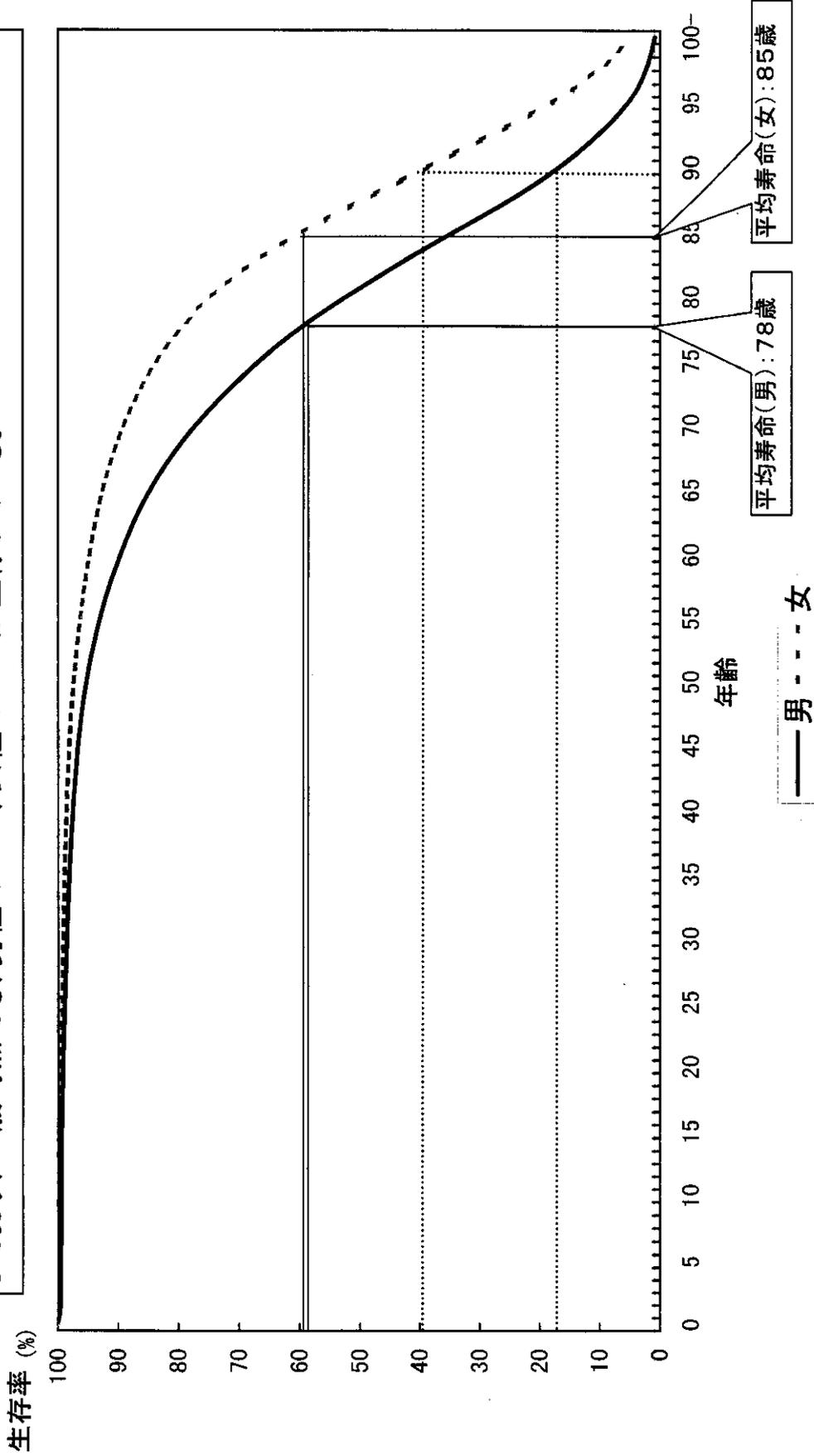
65歳平均余命の推移

65歳時の平均余命は一貫して伸びており、例えば女性の場合、1955年の14.13歳→2000年の22.44歳(＋8.31年)と急速に上昇している。



年齢別生存率の推移

平成12年の年齢別生存率をみると、男性(78歳)、女性(85歳)ともに平均寿命時点で6割が生存しており、90歳時点でも、男性の17%、女性の39%が生存している。



(出典)平成12年簡易生命表より作成

(資料3) 先進諸国の公的年金制度

【 要 点 】

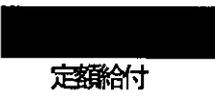
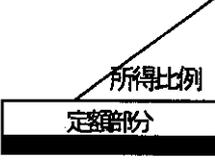
1 ほとんどの主要国において、公的年金は、世代間扶養を基本とする社会保険方式（賦課方式の社会保険）を採用している。

※税方式：一定の年齢になったら、個々人の保険料拠出と連動することなく、税によって、国が生活の基礎費用を一律に支給する方式

2 人口が早くから成熟化しているドイツ等では、積立金は支払準備金程度の保有となっているが、我が国は、少子高齢化が急速に進行する中で、現役世代の保険料が急速に上昇し過度なものとならないよう、一定の運用収入を確保するため、比較的大きな積立金を保有している。

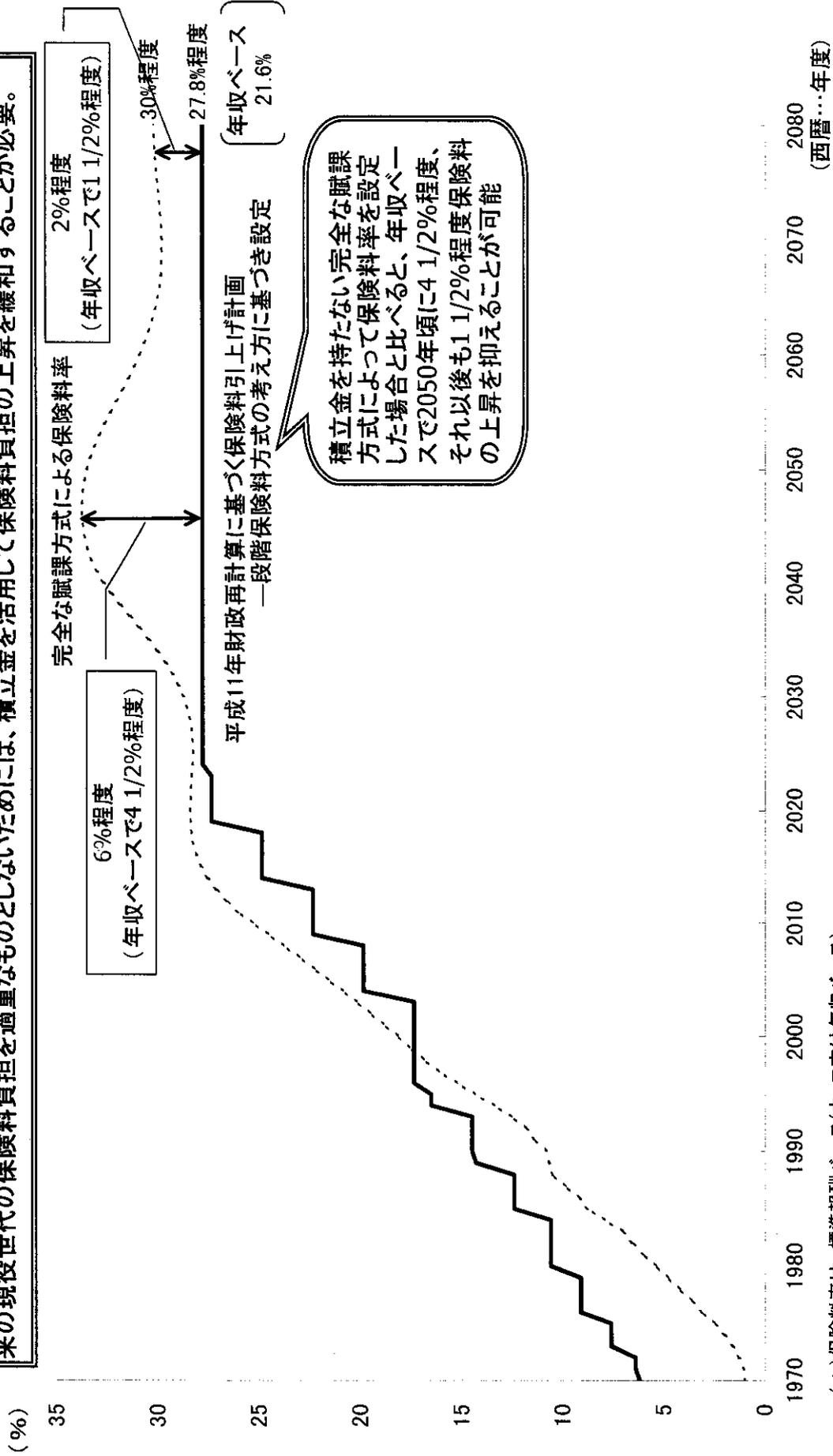
3 ほとんどの主要国において、公的年金は、報酬（所得）に比例する給付（我が国の年金制度の2階部分に相当）を有する。

国名	公的年金の体系 保険料拠出 税財源	対象者（社会保険方式に限る） （◎強制△任意×非加入）	社会保険方式か 税方式か	社会保険方式における 世代間扶養（賦課方式） の採否（括弧内は積立 金の積立度合）
アメリカ	↑年金額 所得比例 —現役時の所得	◎被用者（年800ドル(約10万円)以上の収入のある者） ◎自営業者（年400ドル(約5万円)以上の収入のある者） ×無職	社会保険	世代間扶養 （給付費の約2年分）
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者（週に67ポンド（11,300円）以上の収入のある者）（それ以下の低所得者は△） ◎自営業者（年3,825ポンド（約65万円）以上の収入のある者）（それ以下の低所得者は△） △無職	社会保険	世代間扶養 （給付費の約2ヶ月分）
ドイツ	所得比例	◎被用者（週15時間以内の短時間労働者、月620マルク(約3万円)以下の低収入者は△） △自営業者（業種によっては◎）、無職	社会保険	世代間扶養 （給付費の約1ヶ月分）
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	社会保険 （年金、所得の低い者に税による老人最低保障給付あり）	世代間扶養 （給付費の約1ヶ月分） →今後、積立度合を増す予定
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 ×無職	社会保険 （年金の低い者に税による保証年金あり） →1999年、税方式の基本年金を社会保険方式中心に改革した。	世代間扶養 （給付費の約4年分） 〈2000年〉 →1999年改革により部分的に積立方式を導入

カナダ		<p>◎被用者、自営業者 (年3,500ドル (約24万円) 以上の収入のある者) ×無職</p>	<p>社会保険 (年金、所得の低い者には税による基本年金、補足給付あり)</p>	<p>世代間扶養 (給付費の約2年分) →1998年改革により今後約4～5年分に積み増す予定</p>
オーストラリア		<p>(給与の8%を老後のために強制貯蓄。それを運用したものを老後に給付。)</p>	<p>老後のための強制貯蓄 (年金、所得の低い者には税による老齢年金あり) →1992年に従来の税方式を補足的なものに改め、老後のための強制貯蓄を導入</p>	<p>—</p>
ニュージーランド		<p>(税を財源とし、全居住者対象)</p>	<p>税</p>	<p>—</p>
日本		<p>◎被用者、自営業者、無職</p>	<p>社会保険</p>	<p>世代間扶養 (給付費の約5年分) 〈厚生年金〉 →今後高齢化に伴い約3年分に縮小</p>

(資料4) 財政再計算に基づく厚生年金の保険料引上げ計画と完全な賦課方式により設定した保険料率の比較

世代間扶養の考え方を基本におきつつ、21世紀半ばにかけて急速な高齢化の途上にある我が国の年金制度において、将来の現役世代の保険料負担を過重なものとなしなためには、積立金を活用して保険料負担の上昇を緩和することが必要。

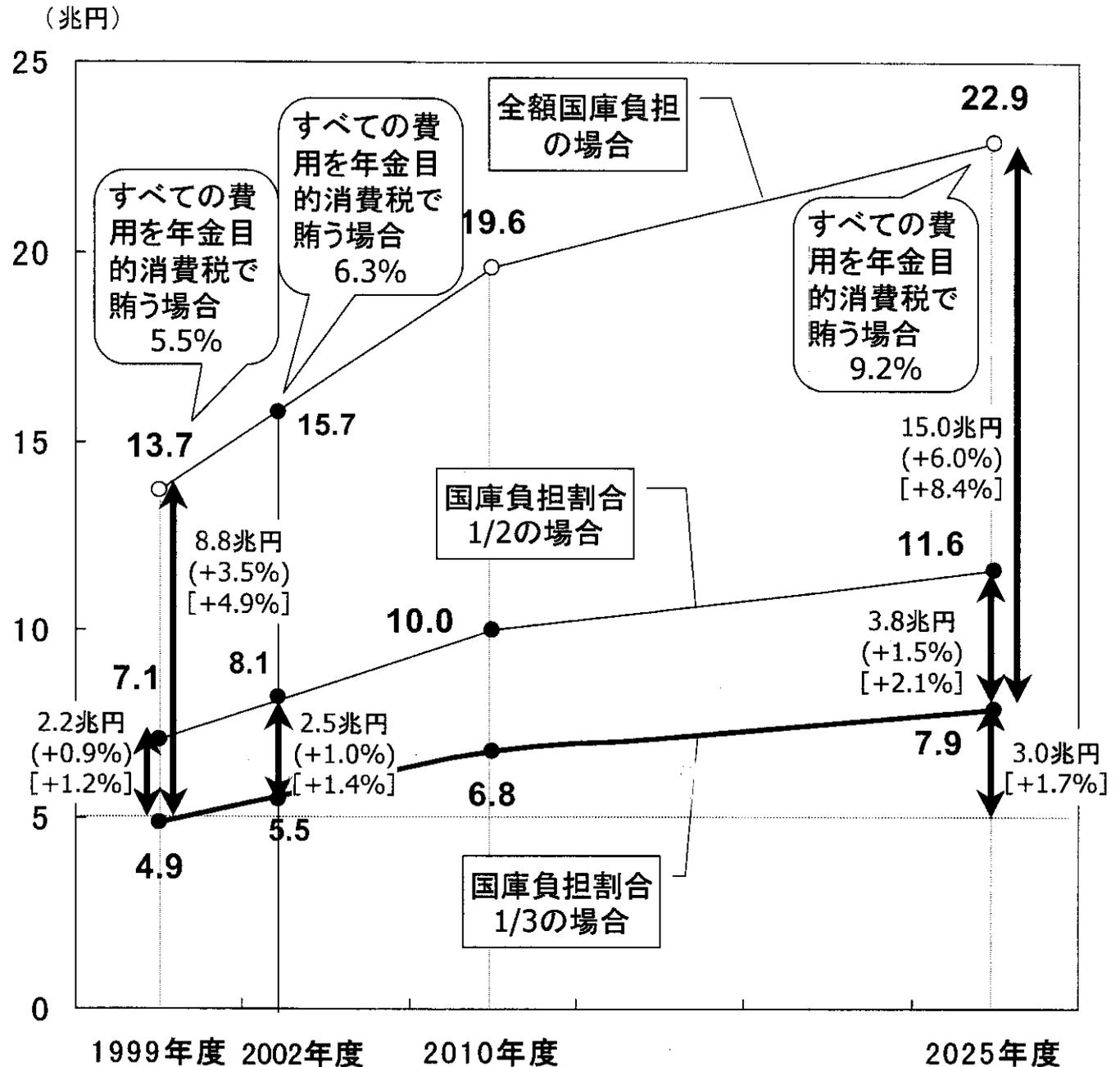


(資料5)

基礎年金国庫負担額の見通し

～改正制度～

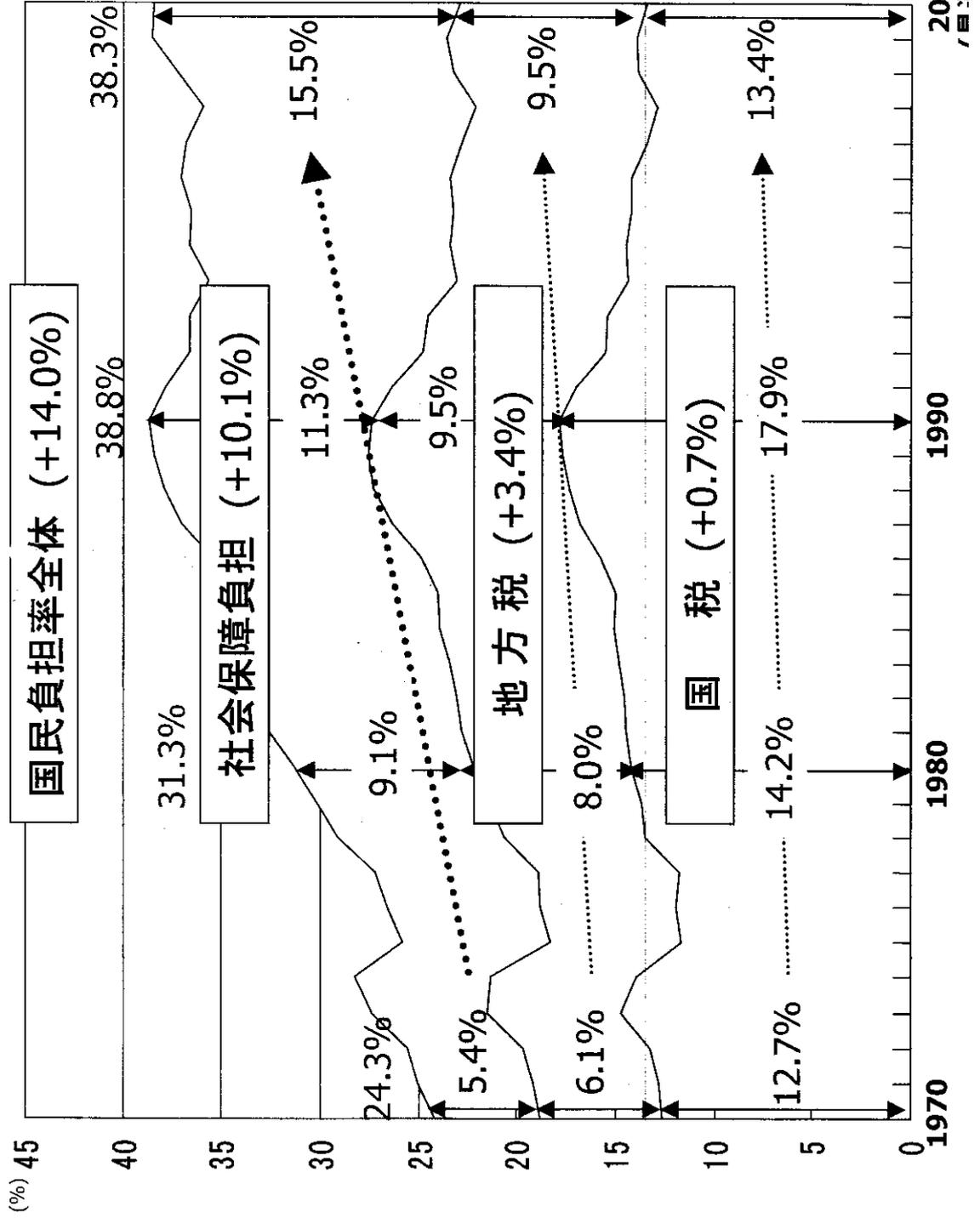
(平成11(1999)年度価格)



- (注) 1. 平成11(1999)年度は予算額であり、平成14(2002)年度以降は財政再計算の見通し額である。
2. 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含む。
3. 端数処理の関係で国庫負担の増分が国庫負担の差額に合わないことがある。
4. ()内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値である。
5. []内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値(地方消費税分を含まない)である。

(資料6) 国民負担率(租税負担、社会保障負担)の推移

1970年度からの国民負担率の推移をみると全体で14%増加しているが、その増加の大半は社会保障負担(+10.1%)であり、景気の動向等に左右されず一貫して増加してきた。税負担とりわけ国税の負担率は景気の動向等による増減はあるが、1970年度とほとんど変わらない水準である。



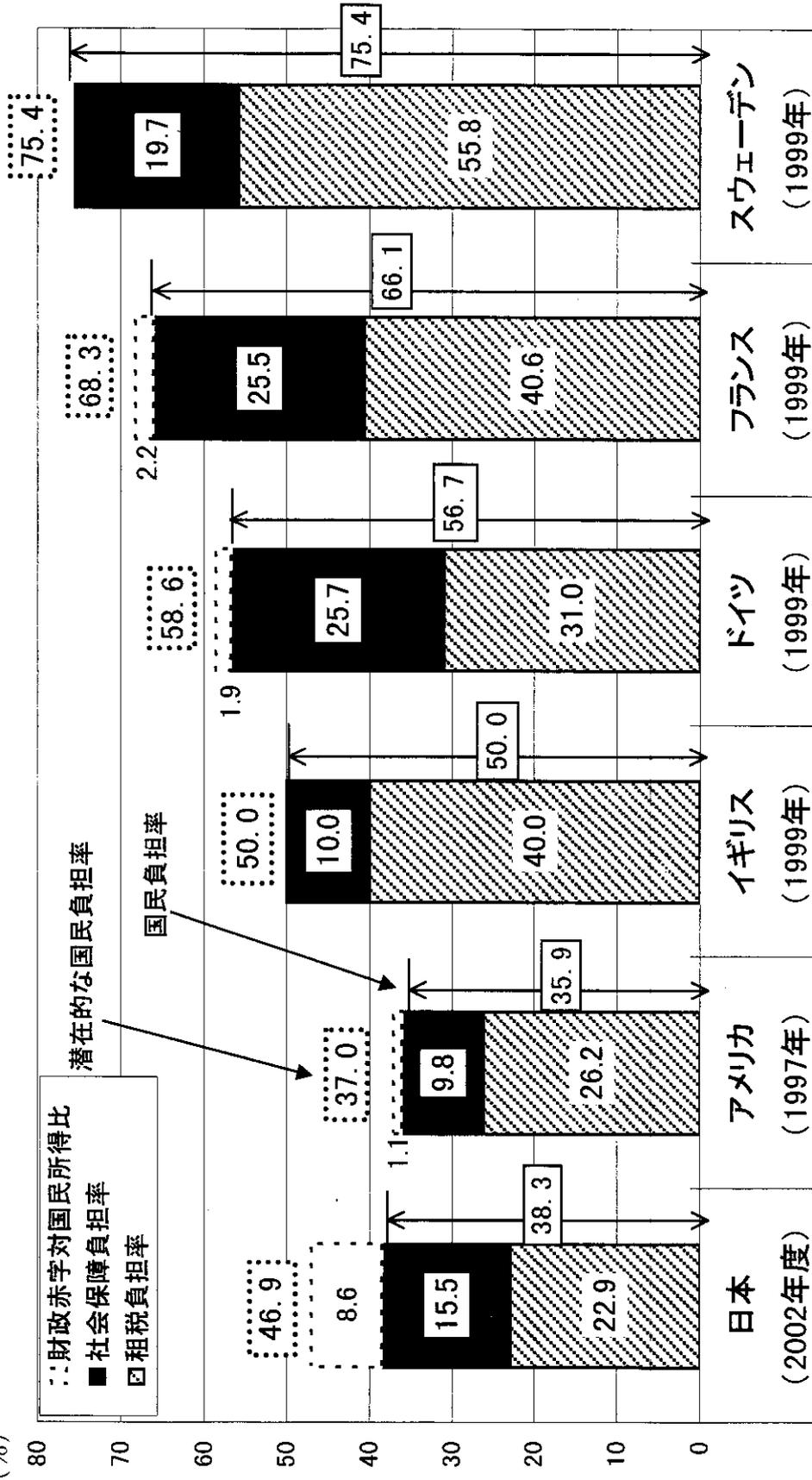
個人で負担をしなければ給付に結びつかない負担
→ 増加する給付を賄うための負担増の合意を得てきた。

社会共通の費用を賄うための負担であり、税の納付と給付を受けけることに結びつかない負担
→ 社会保障負担と同じように負担増の合意を得ることができないか。

国民負担率の国際比較

我が国の国民負担率(=国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合)は、主要先進諸国と比べ低い水準にある。

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1. 日本は2002年度(平成14年度)見込み。諸外国は暦年実績。

2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

社会保険料負担の国際比較

社会保険料負担について国際比較すると、我が国はアメリカやイギリスと同じ水準であり、ドイツやフランスと比べると低い現状にある。

【社会保険料率の国際比較(勤労者)】

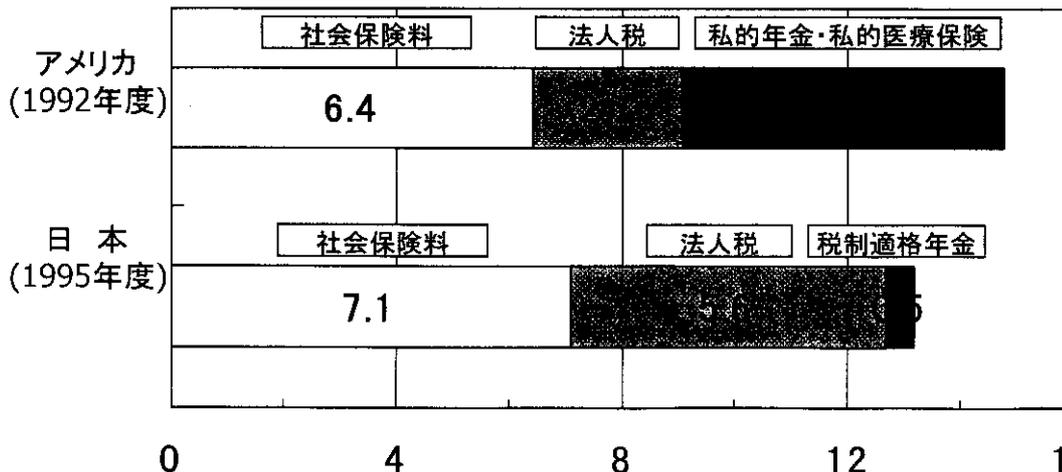
	保険料率	うち本人負担	うち事業主負担	内 訳
日本 (99.4) 注1	22.16%	10.89%	11.27%	医療保険(政管健保)7.43%(標準報酬月額分8.5%、ボーナス分0.8%)、年金保険(厚生年金)13.58%(標準報酬月額分17.35%、ボーナス分1%)、雇用保険1.15%
フランス (98.1) 注2	41.58%	9.61%	31.97%	疾病保険13.55%、年金保険16.35%、寡婦保険0.1%、家族給付5.4%、失業保険6.18%
ドイツ (98)	42.2%	20.95%	21.25%	年金保険20.3%、疾病保険(平均)13.6%、介護保険1.5%、災害保険0.3%(平均)、失業保険6.5%
スウェーデン (98)	35.53%	6.95%	28.58%	年金保険20.38%、医療保険(傷病手当、両親手当等)7.93%、労災保険1.38%、失業保険5.42%、その他0.42%
イギリス (97.4) 注3	最大20%	最大10% 注5	最大10% 注6	国民保険(退職者年金、休職者給付、労働不能給付等)
アメリカ (99) 注4	15.3%	7.65%	7.65%	老齢・遺族・障害年金(OASDI)12.4%、メディケア2.9%

資料:厚生省資料(平成11年版厚生白書に掲載されたものを引用)

- (注) 1. このほか業務災害補償があるが、保険料率は事業の種類により異なっている。
 2. このほか、労働災害・業務病補償部門の事業主負担保険料率があるが、企業により異なっている(平均4.0%)。また、失業保険の保険料率は所得により異なる。その他に、本人負担として、保険料負担以外に疾病保険、家族給付に充当される一種の目的税である一般社会拠出金(収入の7.5%)がある。
 3. 医療については公的医療保険がなく、大部分国庫負担で賄われている。
 4. このほか、州が主管する「社会保険」として、「失業保険」と「労災補償保険」があるが、保険料率は州により異なっている。
 5. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給64ポンドを超える部分にかかる保険料率。
 6. 所得により保険料率が異なる。表中の数値は週給210ポンド以上の場合の保険料率。
 7. 基本的に保険料率は総報酬ベース。日本の場合には、医療保険(政管健保)及び年金保険(厚生年金)の保険料率について、ボーナスを含めた総報酬ベースに換算した数値を用いている。なお、()の中は標準報酬ケース。

アメリカは公的医療保険制度がないため、公的社会保険料だけで比較すると事業主負担は低いが、事業主が負担している私的年金、医療保険の負担を加えると、我が国よりアメリカの事業主負担の方が高い。

【社会保障費用及び租税等の事業主負担の国民所得費の日米比較】



資料及び注

- 社会保険料はILO基準による国立社会保障・人口問題研究所調べ
- 租税はOECD, Revenue Statisticsによる。
- アメリカの私的年金・私的医療保険の企業負担については、EBRI(Employee Benefit Research Institute), Data Book on Employee Benefit third edition による。
- 日本の税制適格年金については1996年度の推計値

(資料7)

各種所得保障給付制度の概要

1. 老齢福祉年金の概要

目的	拠出制の国民年金制度が発足した昭和36年4月の時点で既に高齢になっていたため拠出制の国民年金の受給に必要な保険料の拠出ができなかった者に対する、全額国庫負担による経過的な年金給付
支給対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和36年4月1日において50歳を超えていた者(明治44年4月1日以前に生まれた者)が70歳になったとき・ 昭和36年4月1日において45歳を超え50歳未満の者(明治44年4月2日～大正5年4月1日までの間に生まれた者)で一定以上の保険料納付済期間と保険料免除期間を有する者が70歳になったとき
支給額	全額支給 34,333円
所得制限	<ul style="list-style-type: none">○本人所得制限<ul style="list-style-type: none">・ 全額支給停止 159.5万円(扶養親族0人)○扶養義務者等所得制限<ul style="list-style-type: none">・ 一部支給停止 340.1万円(同上)・ 全額支給停止 628.7万円(同上)
財源	全額国庫負担

2. 児童手当の概要

目的	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をにやう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。
支給対象者	義務教育就業前の児童（6歳到達後初めての年度末までの児童）の養育者
手当額	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
所得制限	415.0万円（4人世帯の所得の場合） 児童手当の所得制限により手当を受けられない被用者等については、574.0万円（4人世帯の所得の場合）の所得制限により、児童手当と同額の給付（特例給付）を行う。
財源	○3歳未満 ・被用者分 事業主 7/10 国 2/10 地方 1/10 ・非被用者分 国 4/6 地方 2/6 ・特例給付分 事業主 10/10 ・公務員分 所属庁 10/10 ○3歳から義務教育就学前 ・被用者分 } ・非被用者分 } 国 4/6 地方 2/6 ・特例給付分 } ・公務員分 所属庁 10/10

3. 児童扶養手当の概要

目的	離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため当該児童について手当を支給し、福祉の増進を図る。
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯の母又は養育者
手当額	児童1人の場合 （全部支給）42,370円 （一部支給）28,350円 児童2人の場合 5,000円加算 児童3人以降1人につき3,000円加算
所得制限	受給者の前年の年収204.8万円未満（2人世帯） （204.8万円以上300.0万円未満の場合は、14,020円につき支給停止） なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収600.0万円未満（6人世帯）
財源	国 3/4 都道府県 1/4

4. 特別児童扶養手当の概要

目的	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ること
支給対象者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又は養育者
手当額（月額）	1級 51,550円 2級 34,330円
所得制限	受給者の前年の年収770.7万円未満（4人世帯） なお、配偶者及び扶養義務者については、前年の年収954.2万円未満（6人世帯）
財源	国 10/10

5. 障害児福祉手当

目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
手当額（月額）	14,610円
所得制限	受給資格者の前年の収入 550.4万円（2人世帯）
財源	国 3/4 地方 1/4

6. 特別障害者手当

目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
手当額（月額）	26,860円
所得制限	受給資格者の前年の収入 550.4万円（2人世帯）
財源	国 3/4 地方 1/4

7. 経過的福祉手当

目的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者等であつて者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者
手当額（月額）	14,610円
所得制限	受給資格者の前年の収入 550.4万円（2人世帯）
財源	国 3/4 地方 1/4

(資料 8)

未加入・未納の現状

1 公的年金加入者の状況

○ 国民年金（基礎年金）制度は、全国民を対象とする制度であり、未加入者・未納者が公的年金加入対象者に占める割合は5%程度である。

7,148万人				
公的年金加入者 7,049万人				
*1 第1号被保険者 2,154万人		第2号被保険者 3,742万人		*3 第3号被保険者 1,153万人
*1 免除者 505万人	保険料納付者	*1 厚生年金保険 3,219万人	*1 共済組合 523万人	

364万人	公的年金加入対象者（7,148万人）に対する割合
	・ 第1号未加入者 1.4%
*2 第1号未加入者 99万人	・ 未納者 3.7%
	・ 未加入者・未納者・未加入+未納 5.1%

- *1: 平成13年3月末現在。なお、第1号被保険者には、任意加入被保険者（29万人）を含めて計上しており、免除者は、法定免除者、申請免除者、学生の特例納付者の計である。
- *2: 平成10年10月15日現在（平成10年公的年金加入状況等調査より）。
- *3: 平成11年3月末（平成11年国民年金被保険者実態調査より。未納者とは、調査対象とした第1号被保険者1,652万人のうち過去2年間1月も保険料を納付しなかった者。）。

2 未加入者数、未納者数

○ 未加入者は減少している。一方、次のような要因により、未納者数が増加していると考えられる。

- ・ 適用対策として自ら資格取得届出を行わない者に対して手帳を送付するなどして被保険者に取り込んできたことにより未加入者は減少しているが、このような者には、制度への関心や保険料納付の意識が薄い者が多く、保険料納付に結びつきにくいこと
- ・ 昨今の厳しい経済環境の影響

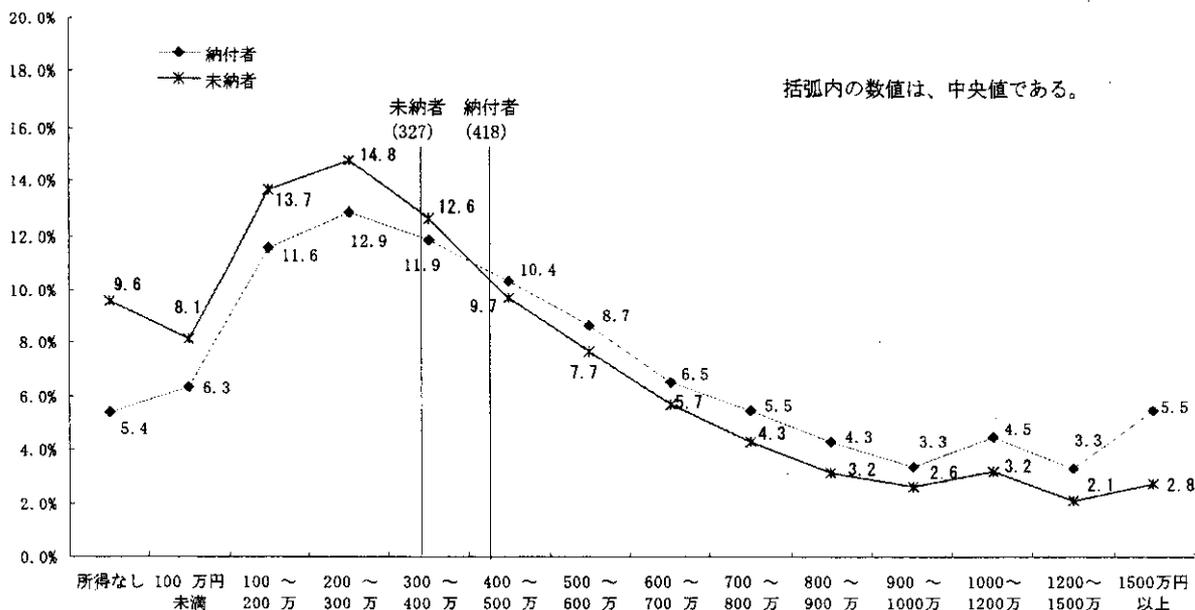
	未加入者	未納者
平成7年度	158万人	172万人
平成10年度	99万人	265万人

※未加入者数は「公的年金加入状況等調査」、未納者数は「国民年金被保険者実態調査」の結果による。

3 納付者と未納者の比較

(1) 所得状況（本人を含む世帯の総所得金額）

○ 所得分布状況を比較すると、納付者と未納者との間にそれほど大きな差はない。



(2) 生命保険・個人年金の加入状況

○ 生命保険・個人年金の加入状況を見ると、加入割合は納付者の方が高いが、未納者でも半分以上が加入している。また、加入者1人あたりの保険料月額については、納付者と未納者との間に大きな違いはない。

	加入割合	【再掲】		【再掲】		【再掲】	
		生命保険 加入割合	生命保険 保険料月額	個人年金 加入割合	個人年金 保険料月額	両方とも加入 加入割合	両方とも加入 保険料月額
納付者	73.6%	71.3%	2万4千円	25.2%	1万9千円	22.8%	4万8千円
未納者	53.9%	52.1%	1万8千円	12.7%	1万6千円	11.0%	4万1千円

(3) 老後の生活設計に対する意識

○ 老後の生活設計について、納付者と未納者とで大きな差が見られ、未納者は「特に考えていない」と答える者が多く、老後に対する準備の意識が低くなっている。

	公的年金	自分で働く	特に考えていない
納付者	55.0%	13.6%	9.2%
未納者	18.6%	23.3%	22.6%

※平成11年国民年金被保険者実態調査より

厚生年金・報酬比例部分の民営化

報酬比例部分を民営化すれば、今後の現役世代は、自身の将来の年金のための保険料負担に加えて、既に支給されている年金や、これまでの保険料納付実績に見合う給付として将来発生する年金に必要な費用について、別途負担することになる。(二重の負担)

